

平成 22 年度第 16 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 3 日（金）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、「要望項目の 2 次査定案」及び「資産課税等」について審議を行います。

お手元に 2 次査定案をお配りいたしております。これまでの政務官レベル、副大臣レベルでの調整を経て、多くの項目について処理の方向が固まりつつあります。これまでの調整に御協力いただき、誠にありがとうございました。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

まず、2 次査定案について、尾立政務官、逢坂政務官から御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

まず、国税分について御説明をさせていただきたいと思えます。いわゆる 2 次査定案でございますが、お手元の資料では「平成 23 年度税制改正要望項目一覧」、これをお手に取っていただければと思えます。

この 2 次査定案の見方を御説明させていただきたいと思えます。

まず、文字や記号が線で消し込まれていると思えますが、それは関係省庁との間で調整を終了している項目でございます。

また、3 ページなどをおめくりいただくとわかりやすいんですが、右端にバーといひますか、マイナス記号が書いてございますものは、主要事項として引き続き議論するものでございます。

更にそのほか、記号が消し込まれていないもの、これは 1 ページ目にありますが、こういうものはなお調整中ということで、来週には調整を終了すべく、今、最終的な交渉、詰めを行っておるところでございます。

また、各項目の評価につきましては副大臣級の随時調整協議を踏まえたものであり、各府省におかれましては状況をよく御存じのことと思えますので、個別の項目についての御紹介は省略させていただきたいと思えます。お手元の資料で御確認をいただければと思えます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

お手元の資料の2次査定案の地方税部分につきましても、見方は国税と同様でございます。

個別項目の評価については国税と同様に紹介を省略いたしますので、お手元の資料を御確認いただきますようお願いいたします。

なお、地方税につきましては19日の政府税調において、期限の定めのない税負担軽減措置の見直しについて提案をさせていただいたところでございます。30項目について各省庁と調整をさせていただきましたところ、その結果につきまして資料の51ページ以下に記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

2次査定案については、これまでの随時調整協議の結果を記述したものと認識をいたしておりますので、特に御質問・御意見のある方は御発言をお願いいたします。

大変申し訳ありませんが、時間に限りがございますので、一人3分程度で簡潔にお願いいたしたいと思っております。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

前回、次回に回そうということで質問できなかった点を2点申し上げたいと思っております。

1点は、もう既に片がついたといたしますか、バーが引いてあるんですが、バーといえますか、36ページにある農水省の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例。これは我々、この租特をやり始めたときに、ちょうど篠原先生が来られたので、これは象徴的な意味で、なぜ、これは肉用牛だけなのかということです。ずっと問題視して、国会における論戦もこれは追及してきた課題で、私は非常に象徴的な問題ではないかと思うんですが、この点がもう既に合意がされたということはどういう合意がされたのか、お聞きしたいと思っております。

もう一点、これは地方税ですが、20ページ、社会保険診療報酬における非課税措置の存続ということで、これもGというものが消えておりまして、合意がされたんだろうと思うんですが、これは昨年までの政務官が非常にこの問題については問題意識を持っておられて、今年の、すなわち来年度の税制改正のときには、これは何ともしつかりと手をつけたい。こういうことであって、非常に意欲的な取組みを小川政務官時代に取られておったんですが、これはどのような結論になられたのかも少し教えていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官から説明します。

○尾立財務大臣政務官

まず肉用牛の方でございますが、本特例については民主党の税制改正P Tの提言においても、一定の経過措置を取りつつ見直しをしていくことを求めるということもございまして、これを踏まえて今回、制度を縮減の上3年延長することとしたいと思っておりますが、この見直しに当たっては、中山間地・離島等条件不利地域の畜産農家に配慮しながら、今後、例えば頭数とか額について見直しを進めていきたいと考えております。

○五十嵐財務副大臣

少し待ってください。今のもう一点のことで、社会保険診療報酬につきましては、これは消費税ではなくて。

○峰崎内閣官房参与

事業税です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、お願いします。

○鈴木総務副大臣

それでは、私の方から御答弁させていただきます。

これも最終的に今までの経緯も踏まえて折衝といたしますか、議論させていただいたわけでありまして、結果、Gということは、平成24年度にもう一度議論をしましょうということでありまして、今、参与からの御指摘については、私どもも十分そういったことを踏まえて、そういう結論を出していただいたというふうに御理解いたしたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○城島民主党政調会長代理

今の肉用牛の件は、党の税調の中にも実は相当な論議があったわけでありまして、その中でもとにかく一気にではないけれども、これはやはり見直しが必要という中には、今、尾立政務官がおっしゃったように、現実的な今の日本の畜産の状況、特に肉用牛のところについて見ますと非常に零細が多いということからして、一気にこれをなくしていくということは余りにも影響が大きいという意見もあり、ここはやはり、そういう面と言いますと、ここにあるように、ある一定のところは縮減をして、見直しをして、3年延長というものはそういう面では妥当ではないかなと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

国税も地方税も、両方とも1枚目に書いてある話でありまして、郵貯・簡保の関係の、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創

設についてなんですけれども、昨日も五十嵐副大臣と真剣な協議をさせていただきましたが、いずれにしても大変重要な要望ということで、お互いに合意とかということでは全くなくて、これからも引き続き幅広く御検討をお願いし、協議等をさせていただきたいと思っておりますので、ここでも消えていないということはそういうことであろうとは思いますが、是非よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

その場でもお話をしましたので、あえて論争いたしませんけれども、幅広く予算措置も含めて考えていかなければいけない問題かなと思っております。税制についても勿論、これからも御要望があるわけですから話をしてまいります、税制だけではなくて予算措置も含めて、いわゆるユニバーサルサービスをどう守っていくかという観点から協議をすべき事柄でもあるかなと思っております。

○平岡総務副大臣

財務副大臣の温かいお言葉をしっかり受け止めて、検討していきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、関連ですか。

○中野民主党税制改正PT座長

はい。関連です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、東さんすみません、中野先生が関連だとおっしゃっていますので、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

先ほどから党PTの意見についてもお触れいただいて、ありがとうございました。

肉用牛のこれも、長い間、その他の肉種との関係もあり、問題意識を持っておられましたので、ここは当然のこととして延長というのではなくて、やはりそこには一つの方向性を見出したいということで党としても提起をいたしました。そういう方向づけについて、これによって姿勢が表れたということで、私は評価をしておきたいと思っております。

それから、社会保険診療報酬の件は、診療報酬の見直しが2年ごとですので、そういう意味で次回ということで見送られたんだろうと思ひまして、我々もそういうことで、ただ、問題点としては挙げて、検討の素材にはしておくということで考えて提起をいたしました。

○峰崎内閣官房参与

今の答弁で少しあるんですが、そうしますと肉用牛の方で、これをもし延長するとしても3年後は廃止しますというぐらいの、過去の国会におけるやりとりは、こんな不公平なものはないではないですか、ほかの、豚はどうするんですか、ヤギはどうするんですか、馬はどうするんですかとか、そういう議論までしてきています。ですか

ら、そういう意味で是非、国会論戦の場合、過去の我々の言動との不一致を必ずつかれますので、そういった点をよく踏まえていただきたいと思います。

○中野民主党税制改正PT座長

両々相まって議論いたしました。その結果でございます。調整の結果であります。

○五十嵐財務副大臣

それでは、すみません、お待たせしました。東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

今回の2次査定案を拝見させていただきました。その上で、次の6項目について意見を申し上げておきたいと思っております。

最初に、証券の軽減税率の延長に関して申し上げたい。

前回の税調で、証券税制はデフレとは直接、因果関係がないのではないかとの御指摘がありました。仮に証券の税率を、このようなますます悪化していると思っております経済情勢の下で本則税率に戻す場合には、前回お示しいたしました日本証券業協会による投資家に対するアンケート調査の結果などを見ても、株式市場に株価の下落を与えることは明らかである。仮に株価が下落すれば、将来の景気への不安感が消費や投資の減退を招き、デフレを悪化させるというルートのほかに、個人・法人とも保有する金融資産の価値自体が実際に目減りしてしまうため、個人は消費を手控えるとともに、法人も設備投資などを抑制することが強く懸念され、より一層のデフレ悪化を招きかねないことを指摘しておきたいと思っております。

また、証券税制の関連で幾つか補足しておきたいと思っております。

株式投信の定義の見直しについては既に申し上げておるところですが、公社債投信と公社債を運用する株式投信とは適用される規則や運用実態が大きく異なるため、実質的な観点を踏まえた議論が必要であると思っております。また万一、定義が見直されることになった場合、適用税率が10%から20%に変更されることに伴い、資産総額15兆円超の外国債券を運用している株式投信が集中的に解約され、その結果、外国債券が大量に売却され、円高圧力が一層高まるおそれがあり、更に税率や所得区分等の変更に伴って、500万件を超える株式投信が特定口座を利用できなくなってしまい、投資家に対し多大な負担を与えることになるとともに、大規模なシステム開発が必要となります。現在の区分を変えることは著しく不適當であることを改めて指摘しておきたい。このように思います。

更に、証券税制の大口株主等の要件の見直しについても、今回5%の基準を事業参加性が認められるなどの理由で会社法の制度に併せて見直すことが提案されておりますが、以前、この場で税務当局から示された事項は、古くは60年以上前から、最も新しいものでも10年以上前から会社法に規定されているものであって、大口個人株主の実態が変わったのならともかく、なぜ、それを今、見直す必要があるのか、理解に苦しむところであり、有識者の中には5%の基準をむしろ引き上げるべきという主張も

あり、基準の見直しの必要性については、具体的なデータ・資料に基づき、税調の場で十分議論していただきたい。このように思います。

2番目に、イスラム金融に関する所要の税制措置について申し上げたい。

イスラム債発行スキームに伴う登録免許税と不動産取得税の非課税化については前例がないので認められないということではありますが、私どもとしては、この非課税措置がいたずらに拡大しないよう、通常の受益権と今回の社債的受益権とは性質が異なって区分可能であることを御説明してきたつもりであります。仮に登録免許税と不動産取得税が非課税化されなければイスラム債は事実上発行できないため、仮に最後まで非課税化が認められない場合には、一方で新成長戦略においてアジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立すると言っておきながら、他方で我が国はイスラムマネーを全く呼び込むつもりはないと宣言するようなものであることに御留意願いたいと思います。前例踏襲のみではイスラム債のような新しいスキームには全く対応できない。イギリスでできたことが日本でできないことはないはずであると私は思います。こういう問題こそ政治的な決断によって世界の変化に対応していくべきではないか。このように思います。

3番目に、協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置について申し上げます。

本措置は昭和41年の導入以降、協同組織金融機関が会員・組合員である地域の中小企業等に対して資金を融通する上で非常に重要な役割を果たしている税制です。中小企業金融の円滑化のためには必要不可欠でありまして、本措置を廃止・縮減することは中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことになるので、是非とも認めていただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目に、死亡保険金の相続税非課税限度額について申し上げます。

先日、新たな知見を私はいただきましたが、その上でいろいろな関係者、またいろいろと資料を調べさせていただきました。死亡保険金というものはそもそも、大勢の人が負担した保険料の中から死亡した人の遺族に支払われるという、ある意味で相互扶助の仕組みによるものです。言わば香典のようなものでありまして、香典に対してまで他の財産と同様に課税すべきなのか。国民の生活保障をすべて公的な制度で賄うことは困難であります。公的保障を補完するものとしての私的保障、民間の保障を充実させ国民の生活を支えていくことを考えるべきではないのか。死亡保険金は、一人当たり2,000万円程度です。そこから多くの税収を期待しているのか。税の論理体系の中だけで考えていますと、国民はこの問題に機敏に反応して、国に対する信頼を損なうことになりかねないのではないのか。このように思います。

5番目に、金融商品に係る損益通算範囲の拡大について申し上げます。

債券を損益通算の対象とするためには、債券の譲渡所得を現行の非課税から、株式と同様の申告分離課税に変更する必要があります。このため、仮に債券の譲渡益が発

生した場合には新たに申告納税義務が発生することから、債券についても特定口座で取り扱えるよう措置することが個人投資家の納税負担を軽減する観点からは絶対条件でありまして、そのためにも損益通算範囲の拡大はシステム対応が完了した後からしか導入できないことについて御理解いただきたいと思ひます。

最後になります、6番目に店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化について申し上げます。

本要望は、金融所得の一体課税とも、証券の軽減税率の延長とも直接関係ないものでありまして、今回のバーという査定は全く理解に苦しむものであります。店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引とは経済的性質が同一の金融取引であるため、公平・中立で簡素な税制を実現するためにも同一の課税がなされるよう、店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化等を是非ともお認めいただきたい。このように思ひます。

これまで申し上げてきましたように、この2次査定案においても、証券の軽減税率の延長のように、引き続き議論という事項がまだ残っており、またイスラム金融に関する登録免許税と不動産取得税の非課税要望のように、認められない、Dと査定されているが、納得し難いものであります。これはまさに政治決断が必要なものばかりでありまして、今後とも政務レベルできちんとした議論ができるようお願いして発言を終わりたいと思ひます。

どうぞよろしくお祈ひします。

○五十嵐財務副大臣

バーとなっているものは引き続き協議をする重要事項ということでございますので、バーだからけしからぬという話は御勘弁をいただきたいと思ひます。

○東内閣府副大臣

わかりました。訂正いたします。

○五十嵐財務副大臣

それから、死亡保険金の非課税措置の見直しは香典のようなものだから人情にもとるといふ御指摘をいただきましたけれども、死亡保険金は全額非課税というわけではなくて、現行でも一定の範囲で非課税枠が設けられているにすぎないと思ひます。

また、非課税枠の範囲を未成年や障害者といった、本当に配慮が必要な相続人に対応したものとしようという考え方について御議論をいただいているわけで、死亡保険金すべてを課税対象に含めようとするものではないことを御理解いただきたいと思ひます。

どうぞ。

○東内閣府副大臣

その点について、少しいいですか。

それはあくまでも税体系上、死亡保険金、このいただいたものを相続税の対象とす

るという、それは税理論上の話です。私の言っているのは、実態上の話です。ですから、アメリカやその他はこういう香典制度とかそういうものもないんです。それぞれが皆さん、ある意味で自立されていますから、自分自身で一生懸命貯蓄をしてきている。それに対して日本は、この長い歴史的伝統の中で、まさに死亡保険、生命保険をかけながら、その意味するところを是非皆さん、察知しておいていただかないと、国民はこの問題に対して機敏に反応しますということを申し上げているんです。

それはまた、死亡保険金をかけた人の遺志。これは先ほど来、私が申し上げているとおり、自分のお金を積み立てているのではないんです。地域の方々が、つまりこの生命保険に加入している人たちがプールして、そこから死亡保険金がちゃんと出ている。これは税体系で論じられるものではなくて別枠で考えておかないと、私たちは国民のまさに代表でありますから、その部分をしかと皆さん判断してください。税理論上の枠から乗り越えて政治的に見ていないと、大変なしっぺ返しを食うかも知れませんということを申し上げておきたいということです。

○五十嵐財務副大臣

わかりました。ただ、税には税の理論もありまして。

○東内閣府副大臣

ですから、それはいいと言っているんです。

○五十嵐財務副大臣

いや、いいといっても、それはそういうわけにはいなくて、その死亡保険金を遺産とみなさないということになれば雑所得になってしまっていて、かえってまずいということもありますね。

○東内閣府副大臣

ですから、大枠があって、その死亡保険金をどのようにとらえたらいいのか。それを税理論上、相続税の対象とみなすというふうにしているんです。みなし規定なんです。みなしているんです。

○五十嵐財務副大臣

でも、所得がある以上、それは税の世界でやはり。

○東内閣府副大臣

それでは、香典というものも所得です。なぜ非課税にしているんですか。それにちゃんと答えられなければだめだということを私は言っているんです。

○五十嵐財務副大臣

把握が難しいという面もありますし、いろいろ、それはやはり税の世界では一定の理屈があると思います。

○東内閣府副大臣

いや、そうではないと思います。ですから、そこをびしっと議論してくださいということを言っているんです。香典は人によっても違うわけですから。私みたいに余り人と

のおつき合いがない場合は来ないかも知れません。財務副大臣のように幅広い人脈があるならば、どっとお金が払えるかわかりません。違うんです。

○五十嵐財務副大臣

お願いします。

○尾立財務大臣政務官

税の取扱いですが、事実を申し上げますと、香典といえども社会通念上を超える高額なものについては課税されますから、是非、その点は御理解ください。

○東内閣府副大臣

それでは、幾らぐらいから課税されるんですか。

○尾立財務大臣政務官

それは、社会通念上です。

○東内閣府副大臣

ですから、それはどういうことですか。具体的にありますか。

○尾立財務大臣政務官

次の回で出させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

いいですか。

○尾立財務大臣政務官

もう一点だけ、イスラム金融の難しい話でございますが、1・2点だけ問題提起をさせていただきます。

まず、この登録免許税を非課税でなければイスラム金融に該当しないという定義はどこにあるのかということをお聞きしたいと思います。これは後で結構でございます。

2点目は、この経済的な利益を租特で減免していく場合、登録免許税をゼロというのは実はないんです。この減免をするという、インセンティブを与えるものはあるということを申し上げている。そういう例がないということを申し上げている。減免はあります。それで我々も、減免ということであれば話の余地があるということを再三申し上げているんですけれども、ゼロにしなければならぬということについての理解が我々はできません。

○五十嵐財務副大臣

後でまたやりましょう。それはこの間からずっと、何で軽減税率ではだめなんですかと申し上げて、軽減税率ではイスラム債は発行できないという一点張りなんです。その理屈がよくわからないんです。

○東内閣府副大臣

イスラム債なんです。イスラムだからです。

○尾立財務大臣政務官

ですから、そのイスラム債というものの定義はどこに、どのように書いてあるのか。

○東内閣府副大臣

あそこは、利子というものは取らないところですから。

○尾立財務大臣政務官

でも、登録免許税は利子ではないです。

○五十嵐財務副大臣

登録免許税は利子ではないではないですか。

○東内閣府副大臣

登録免許税に関して、技術的な話をしていいですか。

○五十嵐財務副大臣

手短にお願いします。

○東内閣府副大臣

ですから、要するにイスラム債を発行するときというのはどういうふうになるかといえば、自分自身の持っている不動産にしても何にしても、ある特定のところに信託するわけです。そして、そこで信託されたところからいわゆる社会的受益権という議決権のないものを他に渡すわけです。それは日本の場合、その不動産それ自体に対して当然、取得した段階でもって課税を与え、そしてまた、それが別のところへ変わった場合は当然、そこにも課税される。入りと出、ここでちゃんと課税をしているわけです。

イスラム債の場合というのは、自分自身のこの不動産なりその権利というものを譲渡しませんから、その結果として、例えばイギリスの場合においても、いわゆるランド・スタンプ・デューティーというものを新たに入れていくわけです。なぜならば、イスラムのマナーだからというので入れていくんです。諸外国を見たとしてもそうです。

ですから、なぜ日本の場合、扱おうとする対象が異なっているわけですから、今までの例に基づいて、前例がないから、是非、軽減税率なら許されます。税率を付けた瞬間、入ってこないということを言っているんです。ですから、根本的にそこは制度上、一体どうなんですかというふうに言われたとしても、日本に例のないものをやろうとしているわけですから、例のない形でもってそれを導入しなくてはならないということを申し上げています。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それはイスラムの解釈になってきますので、本当に軽減税率ではだめで、非課税でないイスラム債にならないという理屈に、それは本当にその意味で結びつくものかどうかは検証させてください。

○東内閣府副大臣

それはお願いします。反証してください。ですから、別の国でイスラム債を受け入

れているところで登録税を取っている。そういうところがあったら、逆に教えてください。

先ほど、ランド・スタンプ・デューティー・タックスと言いましたけれども、スタンプ・デューティー・ランド・タックスです。これを非課税にしております。

ですから、反証を教えてください。よろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

金融証券税制ですけれども、我が党の党首が前大臣であったことから、大変こだわりがある案件でございます。

確認をいたしました。日本版 I S A の導入と引換えにといいいますか、その代わりに軽減税率を打ち切るということを発言した覚えはないと本人は申し出ておまして、ただ、どちらの効果が経済的に大きいかといえますと、やはり I S A の導入を遅らせてでも軽減税率を延長すべきである。そのように考えます。

国民新党として、これは相当こだわりのある案件でして、党首会談まで持っていくと本人が申し出ておりましたので、この場で一応、そういう立場であるということを示し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少し、経過なものですから、多分、これはいわゆる税率の特例が切れるんですよ。それで、これは切れるので、是非、これはこのままにしましょうねというときに、いや、実は I S A を入れてくださいということで去年議論した経過があるんです。

ですから、そういう意味で、この経過的に言えば、今度は逆に言えば、なぜ延長しなければいけないのかとかそういう議論になっていきますので、もう一回、私は亀井前大臣と議論したことは余りないんですけれども、当時の大塚副大臣とは直接、副大臣交渉でやりましたので、そのときの経過は多分、伝わっているかどうかはわかりませんが、今の経過であったということなんです。

とりあえず、事実確認だけです。

○五十嵐財務副大臣

引き続き、それについては協議をさせていただきます。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

一言だけ、先日タバコについて熱い議論をありがとうございました。それでこのたび、1次査定で平成24年度以降の検討課題とするという査定結果をいただきましたが、昨日、五十嵐副大臣との折衝の中で、大綱の中にしっかりと民主党のといえますか、

この政権の方針として、たばこ税は健康のために継続的に引き上げていくというメッセージをしっかりと書いていただくというお話でございましたので、その点は是非、よろしく願いをいたしますということ。

もう一点は、研究開発税制につきましては、これから法人税率の引下げに関する議論の中で検討されていくと思いますけれども、やはりライフイノベーションの分野は重点化の対象としていただきたいということを改めて一言申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

私も短めです。まずは日本版のプランド・ギビング信託についてで、信託財産から生じる利子の非課税をお認めいただいて、心から敬意を表したいと思います。学校法人を含む公益法人への個人からの寄附への税額控除と併せて、間違いなく「新しい公共」への、寄附社会への第一歩が踏み出された、そういう意義を持っている。本当に関係者、決断を下された方々に敬意を表したいと思います。

併せて地方税なんですけど、ここで何度かお話しさせていただきました能楽堂についてです。公益社団・財団法人が設置する能楽堂に係る固定資産税等の優遇措置について、更に2年間の延長を認めていただきました。いろんな方々から応援もいただきました。それで、能楽堂は国民共有の財産として保護していくという主張をお認めいただいたということに感謝を申し上げたいと思います。

1点だけ残念なのは、図書館、博物館、幼稚園です。これについては何度もお話ししていましたが、平成22年度に結論が得られるように、そうするために必要な検討を行いますということで、我々は実態調査、移行状況も経営の状況もかなり調べまして、それで議論に臨んで決断をと何度もお話ししたわけですが、これは結局、結論が得られなかったわけです。何か、来年また同じパターンでゼロから始めるのかと思うと非常に暗たんたる気持ちで、なぜ必要かということは今まで何度もお話ししました。いろんな条件もある。そこも議論をしたいというお話もしました。是非、来年度こそは決着するようにお願いしたい。そう思っています。

よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。

篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

短いので1つだけですけれども、山林の相続税、贈与税の納税義務についてはPになっておりますけれども、平成24年度からの制度創設、森林法を改正しようと思っておりますので、それに伴って必要と考えておりますので、それできちんとしますので、大綱の書きぶりについては相談させていただきたいと思います。

それから、先ほど遅れてきたときに峰崎さんからありました肉用牛の関係の免税措置でございますが、理屈云々というのはよくわかります。それで、延ばしてもいいけれども、3年後は廃止というような少し荒っぽい提案がございましたが、少しだけ畜産の現状を説明させていただきます。

皆さん、多分、この質問をしても答えられないと思います。今、一体、ブロイラー、採卵鶏で、何戸の経営体があるか。私は農家で、庭先に鶏がいっぱいいました。日本全国そうでした。私の家はまだ専業農家で、弟が跡を継いで百姓をやってくれていますけれども、我が集落で鶏を飼っているのは我が家だけで、小学生が見学に来るように農村地帯でもなっています。

何戸あるかというのは、わかる方はおられますでしょうか。両方とも2,000戸です。規模拡大が進まない日本の農業はだめだ。土地利用型はそうなんです。だめなんです。こういうものは、世界でこんなにいびつな形になっている国はありません。フランスのブレス地方のブロイラーは、そもそも大きいんですけれども、ゲージ外ではなくて林の中を飛び回っています。そういう農家がいっぱいあります。

それで、養豚農家は6,900戸です。それに対して、肉用牛は7万4,000戸です。一体、皆さんはどういうものを残したいのか。やはり、この税制が絶対的に善であると私は思いません。ほかのやり方はあります。それは今、TPPをきっかけにして食と農林漁業の再生推進本部でこれから議論するわけで、直接、農業者戸別所得補償があります。それはとりあえず競争条件が整っていない、ほとんどだめな土地利用型作物を対象にしていますけれども、肉用牛も土地利用型なんです。小さいほど、そうやってインテグレーションができるわけです。ですから、そういう政策と相まって廃止ということを考える。直接所得補償にするというようなことで議論していただくのだったらいいんですけれども、今まであったこれを、これから日本の農業を何とかしていかなくてはいけないという議論をするときに3年後に廃止というのは少し待っていただきたいというのが私の願いでございます。

それから、もう一つ、東さんのおっしゃっていた件で、私が話をしたので言わせていただきますと、死亡保険金の話ですけれども、これは何度も申し上げますが、危険度の高い職業というものがあるわけです。自分が亡くなったりすることを考えて生命保険に入っている人がいっぱいいるわけです。

そして、私は非常に参考になりましたが、90歳になった人の相続税云々というのは、さんざんお世話になったんだから国に返せと言ってもいいという議論がありましたけれども、それでは、例えば一番危険度の高いものは、どれかは忘れましてけれども、多分、林業労働者、林業の人が非常に高いんです。その次に、漁業も職業別に言いますとワースト10の中に入っているんです。危険な仕事に就いていますから、この人たちが50代で亡くなるとか、自分が早く亡くなるということを予想しているわけです。それで、生命保険をたくさんかけておくわけです。それを、亡くなったのを税金

で取っていくのは、私はとてもではありませんが、それはやってはいけないことではないかと思えます。それでしたら長く生きて、さんざん介護保険、年金、その他にお世話になった人の相続全体のところから返していただくということをするべきであって、意思を持って出して積み立てているところから取るというのは、特には若くして亡くなった人のものは絶対、それは避けるべきであると思えます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

短時間をお願いします。

○峰崎内閣官房参与

短時間にしますが、牛を売った場合は所得があるんですね。100万円未満は無税ですよと。この種の税というのは、ほかに類を見ないと思えます。ですから、いわゆる畜産業を発展させていきたいというのは、私も北海道出身ですから大賛成ですし、その際にどうして100万円未満の牛を1頭売った場合に税がかからないのかというのが、非常に素朴な、所得あるところに課税ありという、これは五十嵐さんと私なんかはお念仏のように唱えてきているんですけども、本当にそこは少し考えた方がいいのではないかというのが、私の理念でございますので、これ以上言ってもあれですから。

○篠原農林水産副大臣

理屈はみんなそのとおりなんですけど、理屈どおりにすべての政策をやっていくわけではなくて、我々は政治家として議論をしているんですから、もう少しそういうことを考えて議論していただいてもいいのではないかと。勿論、理屈は大事です。

○五十嵐財務副大臣

そろそろこの辺にさせていただきたいんですけども、よろしゅうございますか。ありがとうございました。冒頭にも申し上げましたが、来週には最終整理案をとりまとめたいと考えております。調整が残っている項目については、早急に最終調整を行いますので、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

次に資産課税に移ります。資産課税の審議を行いますけど、お手元の資料について、尾立政務官より説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、資産課税に入らせていただきたいと思います。これまで、11月11日・25日と2回にわたって、相続税、贈与税の御議論をいただきました。本日は、これまでの議論においてカバーし切れなかった点、及び前回11月25日にいただいた御意見、御質問に関して、追加的な御審議をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、お手元の「資料（資産課税）＜追加的論点＞」という資料を御覧いただきたいと思えます。

まず、相続税の税率構造についてでございますけど、2ページ、先日の税調にお示しいたしました相続税の税率構造見直しの際の視点を再掲させていただきました。資産

再分配機能の回復の観点から、税率構造を見直す際は、Aのように極めて高額な遺産を取得するようなケースを中心に負担を求めるという考え方と、Bのように相続税の課税対象となる資産保有層全般にわたって幅広く負担を求めるという考え方の2つを提示させていただきました。

また、最高税率の引上げについても提示させていただいたところでございます。

このような考え方A・Bを具体的にグラフで表示したのが3ページでございます。2つのグラフは、いずれも縦軸に税率を取っておりますが、横軸には各法定相続人の法定相続分相当額が取られております。これは、いわゆる遺産額とは異なる概念であることに御留意いただきたいと思います。

4ページに相続税の概要をお付けしておりますので、こちらを御覧ください。各法定相続人の法定相続分相当額は、記号で(ロ)の部分でございます。すなわち課税価格から基礎控除を差し引き、法定相続分で按分した額の金額でございます。

もう一度3ページにお戻りいただきたいのですが、左側の考え方Aでございますが、最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額を中心に資産再分配機能の回復を図るものです。具体的には、現行3億円となっている税率50%適用開始金額を2億円へと前倒しするとともに、6億円を超える金額について新たな最高税率として60%を適用するというものでございます。

一方、右側の考え方Bですが、これは考え方Aに加えて税率区分を追加することにより、幅広い層を対象に資産再分配機能の回復を図るものです。具体的には、50%、60%ブラケットについては考え方Aと同様としつつ、20%部分を2,000万円から適用するとともに、25%、35%の2つの新たなブラケットを追加するものです。

5ページ、ここがございます考え方A'・B'のグラフは、さきの考え方A・Bを基本としつつ、上位2つのブラケットをそれぞれ60%から55%へ、また50%から一部45%へと変更したものであります。負担増を和らげる観点からは、こうした案も考えられるかと存じます。

6ページ、ここには、例えば考え方A・Bに沿って税率構造を変更した場合の相続税額への影響を、配偶者と子2人のケースでお示ししております。左側の相続税の課税価格は、基礎控除適用前のいわゆる遺産額でございます。これは、4ページの図の一番左側の(イ)に該当しますが、全体の遺産額を指しております。御覧いただけますように、相続税の課税価格が1億円、3億円、5億円などのケースでは、考え方Aの下では±0または+50万円と相続税額への影響が大きくありません。一方、相続税の課税価格が10億円、20億円などのケースでは、考え方A・Bいずれを取った場合であっても+1,000万円から+4,000万円程度の影響が生じております。

7ページ、先日の税調の際に、篠原農水副大臣から相続税の未成年者控除、障害者控除について御指摘をいただきました。最初のマルにありますとおり、未成年控除は相続人が20歳未満である場合に、その者の相続税額から6万円×20歳に達するまで

の年数を税額控除する制度です。同様に障害者控除は、6万円×85歳に達するまでの年数を税額控除する制度です。

未成年者控除の1年当たりの金額につきましては、昭和33年に1万円でスタートいたしました。これは、3つ目のマルにありますとおり、当時の所得税の第1人目の扶養控除額5万円に、当時の相続税の限界税率の平均20%を乗じたものであります。その後、物価等の動向を踏まえた調整が行われた結果、現在は6万円となっております。

この未成年者控除、障害者控除については、長年にわたって据え置かれてきており、先般の篠原副大臣の御指摘や、今般の相続税全体の見直し内容を踏まえ、控除額の調整を行う方向で検討していくべきものではないかと考えております。

続きまして、贈与税でございます。9ページをお願いいたします。ここでは、贈与税の税率構造の変遷を、前回に続き再掲させていただいております。贈与税の税率構造が相続税と比べ、相対的にきついものとなってきたことが示されております。

10ページでは、贈与税の税率構造見直しの方向性を前回に続き再掲させていただきました。具体的には、贈与税、相続税の最高税率に到達する金額の比率に着目し、過去の比率も参考としながら、20歳以上の子や孫などに対する贈与に係る贈与税の税率構造を緩和することを検討してはどうかという視点を提示しております。

11ページでは、このような方向性を踏まえ、具体的な見直しのイメージを図示しております。左側の図は、先ほどお示しした相続税の税率構造見直しの2つの考え方のうち、考え方Aに対応する相続税の税率構造見直しのイメージをお示ししております。

「一般」と書かれた実線は、通常の場合の贈与に係る税率構造です。これは、相続税の見直しの考え方に合わせて60%の税率区分を追加している以外は、現行と同じでございます。

その下に「子・孫」と表示されている点線は、子や孫を受け手とする贈与に係る税率構造をお示ししております。御覧のとおり、一般の贈与の下を走っており、特別に緩和された姿となっております。4,500万円で税率60%に到達となりますので、見直し後の相続税の60%到達金額である6億円との比率は、約1対13と、現在の1対30からは大幅に緩和されることとなります。

このように、相続税の資産再分配機能の強化と合わせて、子や孫向けの贈与に係る特別な税率構造を用意することによって、若年世代への生前贈与が促進されることになるのではないかと考えております。

右側の図は、相続税の見直しに係る考え方Bに対応する贈与税の税率構造見直しの考え方でございます。相続税の見直しに係る考え方Bが25%、35%の税率区分を追加していることに対応して、刻みを細かくしていることを除けば、基本的な考え方は左側の図の場合と同じでございます。

12ページでは、先に紹介させていただきました贈与税の税率構造に係る考え方A'・B'に対応する贈与税の税率構造の考え方を、前のページと同様の考え方に基づきお

示しております。

また、13 ページ以降におきましては、前回の税調で峰崎参与から御質問いただきました、相続時精算課税と消費についての資料を提示させていただきました。

まず、13 ページでございますが、11 月 11 日の税調でお示した贈与税の課税状況の推移でございます。平成 15 年の精算課税制度導入を契機に、総課税件数は 8 万件近く増加する一方、贈与額はほぼ倍増していることがおわかりいただけると思います。

14 ページ、これは内閣府作成の世帯主の年齢階級別の限界消費性向を提示させていただきました。限界消費性向は、追加的な収入があった場合、そのうち幾らが消費に回るかを示すものです。まさに贈与のような臨時収入があった場合に、そのうちどれだけが消費に回るかという指標とお考えください。グラフにありますとおり、年間収入五分位の第Ⅱ階級から第Ⅴ階級までにおいて、60 歳以上の高齢者層よりも 40 代、50 代の層や、20 代、30 代の層の方が限界消費性向が高いことがおわかりいただけると思います。

相続税、贈与税については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問等を伺います。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

資料の 13、14 ページ、ありがとうございました。これを採ってきたのは、経済白書の家計調査の中だと思います。家計調査は、一般的にすべての世帯の平均値を取ってくるので、問題にしなければいけないのは、前回もお話ししたようにスーパーリッチの層ですね。このスーパーリッチの人たちが世代をまたいで次々と、いわゆる資産継承していくということは、日本社会の活力を奪っていく大きな原因だと思っているので、第Ⅱ分位、第Ⅲ分位、第Ⅳ分位、第Ⅴ分位と収入が高くなっていくわけですけれども、この数字だけでは贈与税が本当に消費に回っているということを立証することはできないと思います。

では、ほかに立証の方法があるかといったら、ないんだろうと思うので、やはり番号制度とかそういう情報が欠けているのがこういうところに表れているんだと思うんですけども、何となくそういう意味で、日本社会の格差が拡大したり、固定したり、そういったことを何らかの形で防げないかという思いをなかなか禁じ得ないということでございますので、その点だけ付言させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

それでは、今日のところはここまでとさせていただきます。

次にその他に移るんですが、2 次査定案において、これまで御説明が十分できなかった項目として、主要事項として整理している法人課税及び要望にない項目として整

理している消費税の課税の適正化について、尾立政務官より説明をお願いいたします。
○尾立財務大臣政務官

それでは、まず主要事項として御議論いただくこととしております法人課税等のうち、これまで御説明が十分できなかった項目について補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、中小法人に対する軽減税率について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の「資料（法人課税等）（消費税の課税の適正化）」の1ページ目でございます。軽減税率につきましては、経済産業省から引下げの要望が出ております。これに関する検討の視点といたしましては、まず、基本税率とのバランスをどう考えるかという点があります。これに関しては、資料2ページのグラフを御覧いただきたいと思います。

軽減税率は、基本税率に連動して引き下げられてきておりますが、平成21年度改正において、22%の税率が時限的な特例として18%まで引き下げられており、今年度末でその適用期限が到来いたします。

次に、個人事業主に適用される所得税率とのバランスをどう考えるかという点がございまして、資料3ページのグラフを御覧ください。18%の軽減税率の場合、個人事業主の所得税負担と中小法人の法人税負担を比較すると、課税所得1,800万円までは逆転が生じません。一方、軽減税率を下げていくと零細かつ脆弱な個人事業主の所得税負担が、中小法人の法人税負担より重くなる状況が生じます。これをどう考えるかという論点があるということでございます。

最後に、軽減税率の引下げを行うのであれば、資料1ページの平成22年度税制改正大綱にもございますように、課税ベースの見直しによる財源確保をどのように図っていくかが問題となります。

次に補足資料4ページをお開きください。総合特区に関して、税制改正要望がなされておられ、これも法人課税等の中で取り扱うこととしておりますので、御紹介したいと思います。この総合特区制度は、6月の新成長戦略において、その創造が盛り込まれたものでございます。国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする国際戦略総合特区と、全国で展開する地域活性化総合特区の2種類の特区を創設することとされております。

具体的な政策手段については、4ページの下の方の真ん中辺りでございまして、規制制度改革を基軸としながら、税制・財政・金融上の支援措置を実施することとされており、このため内閣府から補足資料の5ページにあるような税制改正要望をいただいております。

次に補足資料6ページをお開きください。同じく法人課税等の中で取り扱うこととしております、アジア拠点化についても、6月の新成長戦略の盛り込まれております。具体的には、アジア本社や研究開発拠点等の誘致・集積を促す観点から、税制措置を

含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討することとされており、経済産業省からページの下部にあるような税制改正要望をいただいております。

なお、このうち外国企業役員に対する二重課税排除と事前照会に対する文書回答手続の特例については、アジア拠点化のための税制ではなくて、一般的に措置することとして、既にA判定とさせていただいているところでございます。

以上のような総合特区制度とアジア拠点化に関する税制改正要望につきましては、新成長戦略に示されたそれぞれの制度趣旨が生かされるように税制措置を検討することが必要と考えております。

次に、消費税の課税の適正化について、その後の検討状況を説明させていただきます。資料7ページを御覧ください。消費税の課税の適正化については、11月16日の第10回税調において、池田経産副大臣から資料を御提出いただき、中小事業者の事務負担に与える影響に関して、中小企業の声を踏まえ慎重に検討を進める必要があるとの御指摘をいただいたところでございます。

したがいまして、こうした御指摘も踏まえ、以下の方向の見直しを行ってはどうかと考えております。

まず、資料の左側、免税事業者の要件の見直しについては、先日課税売上高が1,000万円を超えることが期の途中で明らかとなった場合には、その翌期から課税事業者とする形で御提案させていただいておりますが、この点につきましては、課税売上高が上半期で1,000万円を超える事業者を対象としてはどうかと考えております。ただし、期の途中で売上高を把握することが困難な中小事業者に配慮し、それにより難しい場合には課税売上高に代えて他の簡便な方法、例えば支払給与の額で判定することもできるようにしたいと考えております。

次に資料の右側、いわゆる95%ルールの見直しについては、先日事業者の事務負担に配慮する観点から、講じられている制度の趣旨にかんがみ、制度の対象者を中小事業者に限定する形で御提案させていただいておりますが、この中小事業者の範囲を、例えば1年間の課税売上高が一定金額以下の事業者としてはどうかと考えております。

なお、いずれの見直しについても、必要な準備期間を十分に取り、事務が混乱することのないよう配慮したいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

引き続き、地方法人課税について、鈴木副大臣より説明をお願いいたします。

○鈴木総務副大臣

それでは「資料（法人課税等〔地方税〕）」を御参照いただきたいと思います。国税に続いて地方税についても補足的に説明をさせていただきます。

1 ページ、法人税において、中小法人に対する軽減税率を引き下げた場合に、課税ベースの見直しによる財源確保を行わないと、法人住民税にも減収が生じることとなります。

2 ページ、財務省と同様に総合特区制度については、内閣府からアジア拠点税制について、経産省から地方税に対して税制改正要望がなされているところであります。

結論として、これらの税制改正要望については、国税の検討状況を踏まえて検討をさせていただきたい。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいまのお二人の説明について、御質問、御意見等があれば伺います。どなたからでもどうぞ。

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

一言申し上げます。中小法人に対する軽減税率ですが、御承知のとおりマニフェストで約束した中小軽減税率の引下げは、全国の中小企業の期待が極めて高いし、党の信頼性にも関わるし、また、党员・議員の期待も大きいし、確実に実施すべきであると一言申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

マニフェストに記載する前の税制調査会の論議は、この 11%に下げる議論は、勿論数字として書いてあるんですが、よくあるようにペイ・アズ・ユー・ゴー原則は当然のごとくかかってくるわけです。要するにそれだけ課税ベースを広げない限り財源問題も関わってくるわけです。

もう一つ、3 ページの数字にあるように、これがいわゆる法人税引下げのパラドックスと、よくヨーロッパで言われているものですが、下げれば税収は上がるけれども、これは個人事業主が法人成りしてしまうわけですね。そういう意味で、非常に大きな問題を持っていると思いますし、私はこれが更に公益法人の、いわゆる公益ではない売上の利益に対する、今も 800 万まで税率が中小法人と同じように 18%なんです。実はこれも全部変わってきますので、そういう意味で与える影響は想像以上に大きいと見ていますので、この点は是非きちんとした税源がないと認めるべきではないと思っています。

アジア拠点化のところで、ちょっと教えてほしいんですが、税制適格ストック・オプション制度というのは、ストック・オプションに税制適格と税制適格でないものがあったかなというのが、ちょっと私の印象ではなかったもので、後でまた教えていただきたいと思っています。

消費税の課税のところなんですけれども、7 ページの一番下の（2）例えば支払給与の額で判定するというのは、これはどんなことになるのか教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

原則は半年の売上高が 1,000 万を超えたら、これはもう明らかに超えるわけですからいいと思うんですが、それが把握できないような場合は、お給料というのは毎月毎月、どの規模の零細であれ、きちっと払って記帳されていると思いますので、そういうものをベースに半年間の、例えば給与総額が 1,000 万を超えているとか、例えばそういうことを考えているということです。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

税制適格については。

○尾立財務大臣政務官

ありますので、また後で。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

中小法人の軽減税率なんですけれども、確かにマニフェストには書いてあったということなんですけれども、マニフェストというのは約束したことだから守らなければいけないという話にはなるんですけれども、どうも私が中小企業者の方々あるいは税理士の方々とお話をしていると、余り軽減税率を望んでいるわけではないと、むしろ今度欠損金の繰越控除を縮減しようとする、大企業が税金を払ってないからそれを短くしようという、縮減していこうということにともずれになって、中小企業もその対象にされるという方が我々としては問題だという声が多いんです。

マニフェストというのは、あくまでも我々が、国民の皆さんが多く支持してくれるだろうと思ってやっている話なんだろうと思うので、中小企業者の方々にしても、何を望んでいるのかということもしっかりと踏まえた議論をしなければいけないと思うんです。

多分、欠損金の繰越控除の話は、法人税率引下げの中で、財源論のところできく出てくる話だろうと思うので、中小企業の方々がどのように適用されているかという実態もまた教えてもらって、少し議論を深めていきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

ほかにございますか。中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

意見ではないんですが、資料があればと思うのは、この前から内部留保、全体で200兆円あるとか、そういう話がありましたね。そして法人税を減税したら、それがどこへ行くかというときに、内部留保にかなり回るという意見がありました。減税して内部留保に回ったんでは、中小企業の場合は融資を受けたりするための目的があって内部留保したりしますけれども、内部留保をできるだけ外に設備投資でも何でもいいから出して、動かしてもらえるようにする方法なども考えることが必要ではないかと思えます。

先般、諸外国に内部留保に対してする課税制度があるやに聞いたのですが、それらのことについての実態資料があれば参考にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

我が国でも御案内のとおり同族会社の一定の基準を満たす場合には、留保金課税というのをやっておりまして、そういう意味では大企業は対象外なんですけれども、先生の御指摘を踏まえて、また資料を用意させていただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

さっきの資産課税のところでおけばよかったかもしれませんが、今、思い出したのであれですけども、先だって私が事業承継税制の話をちょっと出して、何か使い勝手が悪いという話で、要望として余り出てきてないと言ったら、早速説明に来ていただきまして、御手配していただいた方、ありがとうございます。

そのときにいろいろ話を聞いたんですけども、今回、資産課税で相続税の課税を、ある意味では強化していくという方向性にあるのであれば、併せて事業承継税制についても、いろんな要件が使いにくくしているんだという話もありました。例えば雇用確保要件というのがあって、なかなかそれを担保していくことが今は難しい状況にあるので、その要件を緩和してほしいという要望があるんだということも説明としては受けました。

そういうようなことも含めて、一緒になって資産税のところを考えていただければありがたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

引き続き検討したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、委員の皆様方、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回よ

り主要事項のとりまとめに向けた審議を行います。いよいよとりまとめに向けて、委員の皆様には御苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

次回会合の具体的な日時につきましては、追って事務的に御連絡を申し上げます。また、今後企画委員会を随時開催し、議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。なお、記者会見は通例どおり間もなくこの場所で行います。本日は散会いたします。

○尾立財務大臣政務官

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。